

# 諸刃の“國労や動労千葉のせいに差額年内に出ない”



83. 11. 11

No. 1490

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）  
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二(22)七二〇七

## 「地方協議の廢止」「3項8号の無制限拡大等 マル生的差別分断攻撃に率先協力する動労 本部」

十一月六日、国鉄当局は昇給協定改悪案での妥結を拒否する動労千葉、国労を無視し、動労「本部」、鉄労、全施労との間で「片仕切り」を強行しました。

当局はそのうえで、年内追給支給ができなくなつた責任が動労千葉や国労にあるかのような宣伝を開始しています。

われわれは、当局、動労「本部」革マル、マスコミ一体となつた組織破壊攻撃を許さず、あくまで組合要求をかちとるために闘おうではありませんか。

### 昇給協定改悪の狙いは何か

国鉄当局は、昇給協定をどのように改悪して提案してきたのでしょうか。

改悪案はまず第一に、「地方協議」の廃止条項の問題です。

すなわち、「昇給の実施について、次のとおり協定する。ただし、地方対応機関との協定に基づき、さらに協定することができる」とのこれまでの協定の、「ただし」以降を削除してきたことです。

これは、中央で協定を締結したら、あとは一切の地方協議を必要としないということであり、従つて、3項8号、抜てき等について現場長の自由裁量権で一方的に査定される危険性をもつものです。

第二に、3項8号適用にあたり「勤務成績が特に良好でない者」として、「平素職員の自覚に欠ける者、勤務意欲、執務態度、知識、技能、適格性、協調性など、他に比して著しく遜色のある者」との具体例をあげ、適用基準を強化していることです。これも現場管理者の一方的裁量で、3項8号が拡大される危険性を大きくはらんでいます。

第三に、私傷病欠勤の特例日数を「46日以上」から「41日以上」に短縮していることです。

第四に、回復昇給の実施にあたって、新たに注意昇給なるものを査定に加えたうえで、五〇才以上の特例措置を認めないとすることです。

動労「本部」革マルの裏切りを許さず改悪案の撤回、「59・2ダイ改」阻止をかちとろう！

以上見ても明らかのように、この改悪案は臨調な処分、昇給・昇格管理の厳正な運用、職務専念

よ！

おわびと訂正

『日刊』第一四八六号「団結祭典」の見出しに誤りがありました。館山支部は、「初優勝」ではなく、今回で「通算二度目の優勝」です。

おわびして訂正いたします。